

浄化槽は“生き物”です (維持管理の義務づけ)

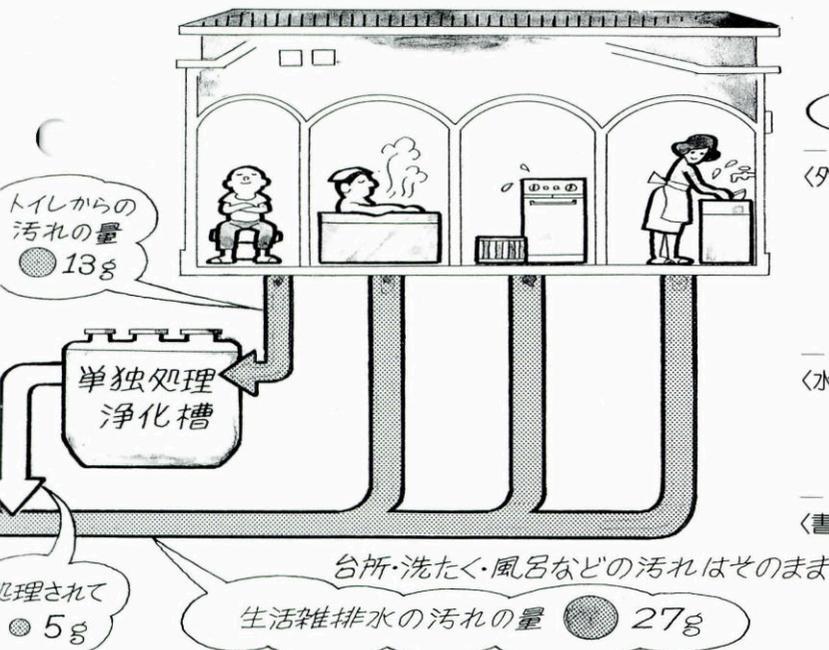
- 指定検査機関に依頼し、法定検査を受ける
法定検査は浄化槽にとって定期健康診断のようなものです。

浄化槽の設置者、使用開始から6～8か月以内の1回、その後1年に1回、定期的に浄化槽の水質に関する法定検査を受ける義務があります。

そのため、県の指定する「指定検査機関」に依頼して、法定検査を受けましょう。法定検査の結果は、3年間保存してください。



水をきれいにします



1年1回の定期検査の内容

〈外観検査〉	(1)設置状況 (2)設備の稼動状況 (3)水の流れ方の状況 (4)悪臭の発生 (5)消毒の実施状況 (6)蚊、はえなどの発生
〈水質検査〉	(1)水素イオン濃度(pH) (2)溶存酸素量(DO) (3)透視度 (4)残留塩素濃度
〈書類検査〉	保守点検と清掃の記録、前回の検査記録などを参考に、保守点検と清掃が適正に行われているか否かを検査する